警視庁告示第　３１４７　号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第１０４条第１項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月 ２５ 日

警視総監　　筒　井　洋　樹

記

１　意見の聴取の期日

令 和　８ 年 １２ 月　３　日 午前　９ 時３０ 分　開 始

２　意見の聴取の場所

府中市多磨町三丁目１番地の１

警視庁府中運転免許試験場　意見の聴取会場

警視庁告示第　３１４８　号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月 ２５ 日

警視総監　　筒　井　洋　樹

記

１　聴聞の期日

令 和　８ 年 １２ 月　３　日 午前　９ 時３０ 分　開 始

２　聴聞の場所

府中市多磨町三丁目１番地の１

警視庁府中運転免許試験場　聴聞会場

警視庁告示第　３１４９　号

道路交通法(昭和３５年法律第１０５号)第１０４条の２の３の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同条第７項において準用する同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令 和　８ 年１１ 月 ２５ 日

警視総監　　筒　井　洋　樹

記

１　聴聞の期日

令 和　８ 年 １２ 月 ３ 日 午前　９ 時３０ 分　開 始

２　聴聞の場所

府中市多磨町三丁目１番地の１

警視庁府中運転免許試験場　聴聞会場